

太子町立学校施設等照明LED化工事設計業務委託

特記仕様書

対象施設：太子町立幼稚園

太子町立磯長小学校

太子町立山田小学校

太子町立中学校

太子町立学校給食センター

令和8年5月

太子町教育委員会 教育総務課

1. 業務名称及び履行場所

業務名称：太子町立学校施設等照明LED化工事設計業務委託

履行場所：南河内郡太子町大字 山田・春日 地内

(太子町立幼稚園・磯長小学校・山田小学校・中学校
学校給食センター)

2. 業務の目的

本業務は、太子町立学校施設等の照明器具をLED照明に交換することで維持管理費などの歳出削減を図るとともに、蛍光灯の製造中止に対応する事を目的に現地調査を実施し、工事発注に至るまでの設計業務を行う。

3. 履行期間

履行期間：契約締結日の翌日から令和9年1月20日まで

4. 業務対象施設

対象施設

施設名	構造	建築年	既存建物設計図 (○：あり、×なし)
太子町立幼稚園	RC造 地上2階 敷地面積 延べ床面積 1,145.00 m ²	2002年	○紙図面 ○CADデータ
太子町立磯長小学校	RC造 地上3階 敷地面積 8,032.00 m ² 延べ床面積 5,684.00 m ²	1964年	○紙図面 ×CADデータ
太子町立山田小学校	RC造 地上3階 敷地面積 11,043.10 m ² 延べ床面積 3,977.00 m ²	1974年	○紙図面 ○CADデータ
太子町立中学校	RC造 地上3階 敷地面積 19,322.17 m ² 延べ床面積 5,144.00 m ²	1970年	○紙データ ○CADデータ
太子町立 学校給食センター	RC造 地上2階 敷地面積 延べ床面積 574.00 m ²	1987年	○紙データ ○CADデータ

5. 予定施工期間

施工期間：令和9年度より（予定）

6. 担当課

教育委員会事務局 教育総務課 担当：小角（こすみ）

TEL:0721-98-5533

7. 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は業務等の履行にあたり、建築士法による一級建築士の資格を有する者であること。

8. 業務内容

- (1) 対象施設に対する現地調査及び施設ごとの使用機器提案
- (2) 各施設の既設照明器具の撤去・処分及びLED照明器具の新設図書の作成
- (3) PCB含有安定器の判別、数量の把握
- (4) 概算工事費の算出
- (5) 完成図書の作成

9. 対象範囲及び対象器具

- (1) 原則、敷地内の全ての照明を対象とする。
- (2) 管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具は対象とする。
- (3) 施設改修工事等でLED照明器具が取り付けられている場合は、業務委託の対象外とする。ただし、部分的にLED照明器具が取り付けられている場合は、町担当職員と協議のうえ対応方針を決めるものとする。
- (4) 今年度は町立中学校のトイレ改修工事、小中学校体育館照明LED化工事を本業務委託と同時期に発注する。これらの工事によって小中学校のトイレについては全て、LED化されることとなる。また体育館については、メインアリーナはLED化工事の対象となっているため、今回の業務の対象外とする。

10. LED照明器具の仕様

- (1) 新設する照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- (2) 新設する照明器具等は、「直管型LEDランプ」、「ベースライト」、「ダウンライト」、「高天井」等種類ごとに同一メーカーで統一すること。
- (3) 新設する照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること。）

- (4) 新設する照明器具等については、現況のサイズ又は現況以下の製品を基本として選定すること。

11. 成果品の納期及び検査

- (1) 成果品は各施設ごとに分けて納品すること。
- (2) 令和8年度8月下旬までに概算工事費及び工事工程表の提出をすること。
また9月末にはより精度の高い概算工事費の提出をすること。
なお、完了時、提出する成果品の工事費においては、最新の単価で工事費を算出したものを提出すること。
- (3) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。なお、完了検査受検前に全ての成果品を提出し、担当職員の承認を得ること。
- (4) 成果品の検査に合格後、提出図面等竣工図書一式を納品して業務の終了とする。

12. 設計留意事項

(1) 一般事項

- 1) 「業務委託提出書類（契約上の様式）」に従い、それぞれの時期に各書類を提出すること。
- 2) 業務上知り得た秘密事項は、他に漏らしてはならない。
- 3) 設計業務完了後の原図、その他の設計図書は、全て町に帰属する。
- 4) 設計図は、CADデータにて提出し、そのデータファイルも提出すること。
- 5) 打ち合わせ記録・検討資料・計算書等は、基本的にワードまたはエクセルにて、データ保管できるものとし、そのデータファイルを提出すること。

(2) 調査打合せ

町担当者の指示により随時調査打合せを行うものとし、必要な資料、記録は受託者が作成し、逐次、町担当者に内容を報告（提出）すること。尚、現地調査などの為、施設を訪れる際は、必ず事前に教育総務課と調整し、各施設の了解を得ること。

(3) 実施設計業務

1) 共通仕様書

国土交通大臣官房官庁営繕部監修、公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）による。

2) 実施設計方針について

業務実施に当たり現地状況及び貸与図書を照合し、基本事項を確認後、設計方針を発注者に説明すること。

3) 材料等の指定・決定

材料の指定については、図面に明記すること。

4) 設計及び積算

実施設計図書に基づき、積算数量、積算内訳書、積算見積検討資料等を作成すること。積算は、数量拾い出しから工事費算定までの一切を行い、仮設工事分、資機材搬入に伴う既存施設や工作物の仮移設、仮撤去、復旧の工事費も含む。

5) 積算単価

積算時直近の刊行物、業者見積り、建築歩掛りによるものとし、刊行物の単価については比較表を作成し、最安値を採用すること。見積については、3社見積りを基本とし、比較表を作成し、最安値を採用すること。

6) 法規上の手続き等

事前協議等、必要な手続きがある場合は、遅滞なく受託者が町に代行して行うこと。これらは、適時書類を作成し、遅延なく手続きを進めなければならない。各種申請に必要な図面作成等は、本業務に含むものとする。

7) 設計内容の変更等

設計完了後といえども、工事施工中などに設計変更の必要が生じたとき、または設計内容に疑義が生じたとき、工事発注時に積算単価の変動が生じたときは、町の指示により受託者は、原則として無償で変更設計、設計図書の補足、訂正等を誠実にを行うこと。

8) 貸与資料等

町が貸与した参考図書及び資料は、設計完了後速やかに返還すること。

9) 成果品

名 称	印刷サイズ	特 記 事 項
設 計 図 面	A 1	製本 1 部及びデータ (CAD, PDF)
積 算 書	縮版 (A 3)	A 3 版を 2 部製本
	A 4	製本 3 部及びデータ ※積算に使用した刊行物 (物価本) 等も併せること
数 量 計 算 書	A 4	印刷 3 部 (ファイル綴) 及びデータ
現 況 写 真	カラー E 版	印刷 2 部 (ファイル綴) 及びデータ
照 査 報 告 書	A 4	印刷 2 部
その他必要書類	A 4	A 4 サイズアルバム 1 部及びデータ ※印刷可
設計積算根拠	指定なし	印刷 2 部 (ファイル綴) 及びデータ 積算根拠: 積算単価等コピー (ファイル綴) 資材見積り: 原本 3 社分 (一覧表添付)

【図面リスト】

- ・ 共通事項
特記仕様書・現況平面図・改修平面図
- ・ 電気設備
器具一覧・構内配電図・配線図・系統図・その他改修に伴う図面
- ・ その他
仮設図等、工事に必要な図面

13. 提出書類一覧

番号	名称	提出期日等	部数
1	着手届	契約後遅滞なく	1
2	管理技術者等届	〃	1
3	管理技術者等経歴書	〃	1
4	照査技術者届	〃	1
5	照査技術者経歴書	〃	1
6	業務工程表	〃	1
7	業務計画書（詳細工程表入り）	契約後 14 日以内	1
8	打合せ記録簿	打合せ後 1 週間以内	1
9	完了届	完了時	1
10	成果品	〃	1
11	請求書	検査合格後	1
12	成果品引き渡し書	引渡し時	1
13	その他	町が指示するもの	1

14. その他

本業務は学校が休業中の夏休み期間での業務が原則となるが、町立小中学校では同時期において空調設置工事等、複数の工事を発注している。業務にあたって必要となる場合は町担当職員に報告の上、他事業者と調整を行い業務を実施すること。